

改正

平成28年3月22日改正第72号

東北学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 不正行為防止対応組織（第4条—第8条）
- 第3章 競争的資金等の管理・運用（第9条—第16条）
- 第4章 内部監査（第17条）
- 第5章 研究データの保存及び開示（第18条）
- 第6章 不正行為への対応及び措置（第19条—第27条）
- 第7章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為防止に関し必要な事項を定め、本学の研究機関としての公正性を確保するとともに、本学の研究活動を支援することを目的とする。

（対象）

第2条 この規程における本学の研究活動の対象者は、本学において学術研究に携わる者及びこれを支援する者（大学院生及び学部学生を含む。）並びに競争的資金を扱う事務職員及び事務補助者とする。

2 前項に掲げる者は、本規程等を遵守し、本学における研究活動に従事しなければならない。ただし、競争的資金の管理・運用に関わる者は、第5条第1号に規定する委員会が立案する「不正使用防止計画」に定める誓約書を提出しなければならない。

（不正行為の定義）

第3条 この規程において、「研究活動上の不正行為」とは次に掲げるものをいう。ただし、故意でないと根拠をもって明らかにされたものは「研究活動上の不正行為」に当たらないものとする。

（1） 研究活動における次のいずれかに該当する行為

- ア 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- イ 改ざん：研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正なものでないものに加工すること。
- ウ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示をしないまま流用すること。

- (2) 二重投稿及び不適切なオーサーシップ等の不適切な行為
- (3) 競争的資金等の私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等の行為

第2章 不正行為防止対応組織

(管理責任者)

第4条 本学における研究活動上の不正行為防止対策及び競争的資金等の管理・運用を適正に実施する責任者として、次に掲げる者を置く。

- (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者
 - (4) 研究倫理教育責任者
 - (5) 事務管理責任者及び事務担当責任者
- 2 最高管理責任者は、本学の研究活動上の不正行為防止の基本方針を策定の上、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図るとともに最終的な責任を負う。
- 3 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の研究活動上の不正行為防止の基本方針に基づき、具体的対策の策定及び実施について統括する。
- 5 統括管理責任者は、総務担当副学長をもって充てる。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、研究活動におけるコンプライアンス教育、競争的資金等の管理・執行の管理監督について責任及び権限を持つものとする。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、各学部長をもって充てる。
- 8 コンプライアンス推進副責任者は、研究活動の不正行為防止対策の実効的な管理監督について責任及び権限を持つものとする。
- 9 コンプライアンス推進副責任者は、各学科長をもって充てる。
- 10 研究倫理教育責任者は、第3条1号及び2号に係る研究活動上の不正行為に対応する研究倫理教育について責任及び権限を持ち、併せて研究データの保存及び開示について管理責任を持つものとする。

のとする。

- 11 研究倫理教育責任者は、各学部長をもって充てる。
- 12 事務管理責任者は、コンプライアンス推進副責任者を兼ねてコンプライアンス推進責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運用に関する事務の実質的責任及び権限を持つものとする。
- 13 事務管理責任者は、土樋キャンパスにあつては総務部次長、多賀城キャンパスにあつては総務部次長（多賀城キャンパス担当）、泉キャンパスにあつては総務部次長（泉キャンパス担当）をもって充てる。
- 14 事務担当責任者は、事務管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運用に直接携わる。
- 15 事務担当責任者は、各キャンパスにおいて競争的資金等に関する事務を直接所掌する部署の責任者をもって充てる。

（不正行為防止等に関わる委員会）

第5条 本学における研究活動上の不正行為防止等に関わる委員会として、次に掲げる委員会を置く。

- （1）東北学院大学研究不正防止推進委員会（以下「不正防止推進委員会」という。）
- （2）東北学院大学競争的資金等内部監査委員会（以下「内部監査委員会」という。）
- （3）東北学院大学研究不正調査委員会（以下「不正調査委員会」という。）

（不正防止推進委員会）

第6条 不正防止推進委員会は、公正な研究活動を遂行するための行動規範及び研究活動上の不正行為防止の具体的対策に係る不正行為防止計画を立案し、研究者の研究環境の改善を図ることを目的として設置する。

- 2 不正防止推進委員会委員長は、総務担当副学長をもって充てる。
- 3 不正防止推進委員会委員は、土樋キャンパスから6人の教職員並びに多賀城及び泉の各キャンパスからそれぞれ4人の教職員を選任し、学長が委嘱する。
- 4 不正防止推進委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 不正防止推進委員会は定期的開催されるほか、最高管理責任者の要請に応じて臨時に開催する。
- 6 不正防止推進委員会は、通報事案への対応に関する最高管理責任者からの諮問を受けて答申する。

（内部監査委員会）

第7条 内部監査委員会は、競争的資金等の使用状況を監査することを目的として最高責任者直属

に設置する。

- 2 内部監査委員会委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 内部監査委員会委員は、財務、管財若しくは総務関係部署の職務経験者又は現に当該職務を担当している職員の中から6人を選任し、学長が委嘱する。
- 4 内部監査委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 内部監査委員会委員長は、監査結果を、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。
- 6 内部監査委員会は定期的に監査を行うほか、必要に応じて臨時に監査を行う。
- 7 内部監査の具体的な項目等は、この規程の第17条に定める。

(不正調査委員会)

第8条 不正調査委員会は、研究活動上の不正行為に関する内部監査報告、通報等に基づき調査を行うことを目的として設置する。

- 2 不正調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について事実の確認及び認定を行う。
- 3 不正調査委員会委員長は、総務担当副学長をもって充てる。
- 4 不正調査委員会委員は、最高管理責任者が不正防止推進委員会及び内部監査委員会の委員のうちから、利害関係者を除きそれぞれ3人以内及び学外の学識経験者若干名を選任する。ただし、第3条1号及び2号に係る不正調査委員会委員の半数以上は、利害関係者を除く学外の学識経験者で構成しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、第22条に定める再調査において新たな専門性を要する判断が必要であると認めた場合は、委員を交代又は追加することができる。
- 6 最高管理責任者は、前2項に定める委員の選任に当たっては、不正調査委員会委員長と協議を行うものとする。
- 7 不正調査委員会の具体的業務、開催手続き等は、この規程の第20条及び第23条に定める。

第3章 競争的資金等の管理・運用

(競争的資金等の定義)

第9条 この規程において「競争的資金等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学省及び他省庁の競争的資金（科学研究費補助金を含む。）
- (2) 文部科学省及び他省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金
- (3) 文部科学省及び他省庁の公募型の研究資金
- (4) 文部科学省及び他省庁が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金

- (5) 前各号に定める競争的資金又は研究資金の分担資金
- (6) 地方公共団体からの受託・共同研究に関する研究資金
- (7) 公益財団法人等からの公募型の研究資金
- (8) 民間企業からの受託・共同研究に関する研究資金
- (9) 民間企業及び公益財団法人等からの研究助成金
(競争的資金の受入れ)

第10条 本学における競争的資金等の受入れは、次に定めるとおりとする。

- (1) 第9条第1項1号から5号までに規定する競争的資金等の受入れは、それぞれの応募要領等に従うものとする。
- (2) 第9条第1項6号から9号までに規定する競争的資金等の受入れは、原則として資金提供側の応募要領等に従い、特別の定めが無い場合は「東北学院大学受託研究規程」、「東北学院大学共同研究規程」及び「東北学院大学教育研究助成金等規程」に従うものとする。
(競争的資金の使用ルール)

第11条 競争的資金等のうち、科学研究費補助金については、「科研費ハンドブック（研究者用）」及び「東北学院大学科研費使用マニュアル（研究者用）」に従って使用するものとする。

- 2 前項に定めるもの以外の競争的資金等については、当該競争的資金等の使用ルールがある場合はこれに従い、特別な使用ルールが無い場合は「東北学院経理規程」に従って使用するものとする。
(口座の開設)

第12条 競争的資金等に係る口座の開設は、次項及び第3項に定めるとおりとする。

- 2 科学研究費補助金については、各キャンパスに内定通知後速やかに、最高管理責任者の名義で研究者の口座を開設する。
- 3 科学研究費補助金以外のものについては、特に別口座による処理を要する場合に限り、最高管理責任者の承認を得て、最高管理責任者の名義で研究者の口座を開設する。
(物品の発注及び検収)

第13条 競争的資金等による物品の発注及び納品検収は、この規程の第11条に定める競争的資金の使用ルールに基づいて行う。
(経理事務)

第14条 競争的資金等の経理事務については、各キャンパスの事務管理責任者の指揮監督の下に、事務担当責任者が次に掲げる業務を行う。

- (1) 口座に関する預金出納帳の残高確認及び保管
- (2) 口座ごとの帳簿の整理
- (3) 物品購入に係る見積書、納品書、請求書、領収書等の保管
- (4) 旅費交通費に係る出張願、旅費計算書、領収書、復命書、航空機半券等の保管
- (5) 人件費に係る雇用契約書、勤務調書、領収書等の保管
- (6) 前3号に掲げる支出以外については、当該競争的資金等の使用ルールで必要とする全ての書類の保管
- (7) 物品購入に係る納品物品の検収
- (8) 競争的資金等に関する使用進捗状況の把握
- (9) 競争的資金等の合算使用及び繰越しに関する手続き
- (10) 経理報告書の作成

(合算使用)

第15条 競争的資金等の資金間の合算使用は、当該競争的資金等の使用ルールに従って行う場合のみ可能とする。

- 2 合算使用を行おうとする場合、競争的資金等の研究代表者は、あらかじめ当該研究に関わる事務を取り扱う事務管理責任者に、競争的資金等の合算使用願いを提出しなければならない。
- 3 合算使用願いの提出を受けた事務管理責任者は、当該競争的資金等の使用ルールを確認の上、許可するものとする。

(年度繰越)

第16条 競争的資金等の年度繰越は、当該競争的資金等の使用ルールに従って行う場合のみ可能とする。

- 2 年度繰越を行う場合、競争的資金等の研究代表者は、あらかじめ当該研究を担当する事務管理責任者に競争的資金等の繰越願いを提出しなければならない。
- 3 年度繰越願いの提出を受けた事務管理責任者は、当該競争的資金等の使用ルールを確認の上、許可する。

第4章 内部監査

(内部監査)

第17条 内部監査委員会は、競争的資金等の使用状況について、定期的に及び臨時に監査を行わなければならない。

- 2 定期監査は、日時を定めて、次に掲げる項目について行う。

- (1) 使用ルールに基づく所定の書類整理
 - (2) 書類の日付と検収の確認
 - (3) 高額な物品についての競争的な納入業者の決定の有無
 - (4) 立替払い及び研究者による発注における、使用ルールの遵守
 - (5) 使用ルールに基づく旅費の支出
 - (6) 人件費に関する出勤管理の適正
 - (7) 購入物品の適正保管
 - (8) 委託費、賃借料、修繕費、印刷費、雑費等の適正な契約
 - (9) 競争的資金等の使用に係る進捗状況
- 3 定期監査は、原則として特に競争的資金等の額が高額なものについて実施する。
 - 4 臨時監査は、定期監査における不備項目及び通報事項について、必要に応じて随時行う。
 - 5 内部監査委員会は、定期監査及び臨時監査の結果、不備があると認めるときは、関係者に対し適正な処理について指導又は助言する。

第5章 研究データの保存及び開示

(研究データの保存及び開示)

- 第18条** 研究倫理教育責任者は、本学において学術研究に携わる者に対して、一定期間研究データを保存すること。及び必要に応じて開示することを義務付けるものとする。
- 2 研究倫理教育責任者は、前項の研究データの保存に関して各研究分野の特性に対応した研究データの保存期間を定め、適切に管理しなければならない。

第6章 不正行為への対応及び措置

(相談窓口)

- 第19条** 本学に、研究活動上の不正行為に関し学内外からの研究活動上の相談を受ける相談窓口を置く。なお、相談窓口は、必要に応じて学外に置くことができる。
- 2 学内における相談窓口の担当は、事務担当責任者をもって充てる。

(通報)

- 第20条** 本学に、研究活動上の不正行為に関し学内外からの研究活動上の通報を受け付ける通報窓口を置く。なお、通報窓口は必要に応じて学外に置くことができる。
- 2 学内における通報窓口の担当は、事務担当責任者をもって充てる。
 - 3 通報を受理した事務担当責任者は、事務管理責任者、コンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者及び統括管理責任者を通じて最高管理責任者へ報告しなければならない。

4 研究活動上の不正行為に係る通報が、「学校法人東北学院における公益通報者の保護に関する規程（平成22年10月1日制定第11号）」第6条に定める通報窓口にあった場合は、通報された日をもって研究活動上の不正行為に係る通報窓口に通報があったものとみなし、受理することができる。

5 通報に関する報告を受けた最高管理責任者は、必要に応じて通報事案の対応を不正防止推進委員会へ諮問する。

6 最高管理責任者は、不正防止推進委員会からの答申に基づき、通報の受理から30日以内に調査の可否を判断し、調査が必要であると認める場合は、不正調査委員会の開催を要請する。

7 不正調査委員会は、通報の受理から210日以内（捏造、改ざん、盗用等の研究活動における不正又は不適切な行為の場合は150日以内）に最終報告書（調査が完了しない場合は中間報告書）を最高管理責任者に提出しなければならない。

（被通報者への措置）

第21条 最高管理責任者は、被通報者に対して、必要に応じ調査対象制度に係る研究費の使用停止を命ずる。

（配分機関への報告）

第22条 最高管理責任者は、不正防止推進委員会の答申に基づき、調査が必要であると認める場合は、通報の受理から30日以内に配分機関（第9条第1項1号から5号に規定する競争的資金又は研究資金の配分機関をいう。以下同じ。）に報告する。

2 最高管理責任者は、通報の受理から210日以内（捏造、改ざん、盗用等の研究活動における不正又は不適切な行為の場合は150日以内）に最終報告書（調査が完了しない場合は、調査の進捗状況又は中間報告書）を配分機関に提出しなければならない。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。

3 最高管理責任者は、配分機関から要請があった場合、正当な事由がある場合を除き当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等に応じる。

4 最高管理責任者は、不正調査委員会の調査結果を通報者及び被通報者に報告しなければならない。

（不服申立て）

第23条 通報者又は被通報者は、調査結果に不服がある場合は、調査結果を知った日の翌日から起算して2週間以内に、最高管理責任者に対して不服の申し立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てを受理した場合は、不正調査委員会に不服申立て事案の

対応を要請する。

- 3 不正調査委員会は、再調査の可否を速やかに判断し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 不正調査委員会は、再調査が必要であると認める場合は、不服申立てを受理してから50日以内に再調査し、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 本条第3項及び前項に係る再調査の可否及び再調査の結果については、通報者、被通報者及び配分機関に報告するものとする。

(守秘義務)

第24条 研究活動の不正行為に係る通報事案に対応する教職員及び調査関係者は、業務上知り得た情報に関し調査が終了した後も含め守秘義務を負う。

(通報者の保護)

第25条 最高管理責任者は、通報者を保護するために、通報に伴う不利益の発生の防止に係る措置を講じなければならない。

(被通報者の保護)

第26条 最高管理責任者は、不正調査委員会での調査の結果、被通報者に不正行為が確認されなかった場合は、被通報者の名誉の回復に係る措置及び被通報者の不利益の発生防止に係る措置を講じなければならない。

(不正行為への措置)

第27条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が確認された場合、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 本学に所属する教職員等に起因する不正行為については、東北学院懲戒規程及びその他の関係諸規程に基づき処分を行う。なお、悪質性が高い不正行為については、民事上及び刑事上の法的責任を追及することができる。
- (2) 取引業者に起因する不正行為については、不正防止推進委員会の審議に基づき、取引業者に対する処分を行う。この場合、当該取引業者には、弁明の機会を与える。
- (3) 不正調査委員会が、研究活動上の不正行為は第4条に定める管理責任者の不作為に起因するものと確認した場合は、東北学院懲戒規程に基づき当該管理責任者の処分を行う。
- (4) 前3号の不正事案は、公表する。
- (5) 不正調査委員会の調査結果を学内に周知し、研究活動の不正行為の再発防止措置を講じる。

第7章 雑則

(事務)

第28条 不正防止推進委員会、内部監査委員会及び不正調査委員会の事務は、学長室学長室事務課において処理する。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、不正防止推進委員会が発議し、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27(2015)年3月11日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「東北学院大学における競争的資金等の管理・運用に関する規程（平成21年4月1日制定第4号）」は、廃止する。

附 則（平成28年3月22日改正第72号）

この規程は、平成28(2016)年4月1日から施行する。